

議案第 5 号

橋本市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について

橋本市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(橋本市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 橋本市固定資産評価審査委員会条例(平成 18 年橋本市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4・5 略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 (1)～(3) 略 (口頭審理)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 (1)～(5) 略 (実地調査)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 略 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(3) 略 (口頭審理)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印</u>しなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1)～(5) 略 (実地調査)</p>

<p>第 10 条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第 10 条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	---

(橋本市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 橋本市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第 2 条 略</p>

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

(橋本市火入れに関する条例の一部改正)

第 3 条 橋本市火入れに関する条例(平成 18 年橋本市条例第 181 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以</p>

<p>下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入れ予定期間」という。)の開始する日の10日前までに、<u>当該火入れの許可に係る申請書</u>(以下「火入許可申請書」という。)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>火入許可申請書の様式については、規則で定める。</u></p> <p>3 略 (許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した<u>許可証</u>(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 <u>火入許可証の様式については、規則で定める。</u></p> <p>3 略</p>	<p>下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入れ予定期間」という。)の開始する日の10日前までに、<u>火入許可申請書(様式第1号)</u>による申請書2通に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略 (許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した<u>火入許可証(様式第2号)</u>を交付するものとする。</p> <p>2 略</p>
--	---

様式を削る。

(橋本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第4条 橋本市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年橋本市条例第51号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。